

## VII 勤務時間・休暇

職員の勤務時間及び休暇は、給与と並び重要な勤務条件の一つと位置づけられ、国公法第 28 条の情勢適応の原則の適用を受けて、勤務時間法及び規則により定められています。

当事務所では、勤務時間及び休暇制度の適正な運用を図るため、各機関の担当者に対する説明会を開催するほか、各機関に対し調査、指導を行っています。

### 1 勤務時間・休暇制度説明会

各機関の担当者を対象に、勤務時間及び休暇制度の趣旨の徹底とその適正な運用を図ることを目的として開催しました。

開催日	開催地	参加者
元. 6. 20	那覇市	25 機関 44 人

### 2 勤務時間・休暇制度等運用状況調査

各機関における職員の勤務の実態を把握し、勤務時間等関係法令の遵守状況を確認するとともに、制度の適正な運用について必要な指導を行うことを目的として実施しました。

対象機関（3 機関）	
厚生労働省	八重山労働基準監督署 八重山公共職業安定所
気象庁	石垣島地方気象台

### 3 民間企業の勤務条件制度等調査

人事院では、国家公務員の勤務条件の諸制度を検討するための基礎資料を得ることを目的として、毎年、民間企業の勤務条件制度等調査を実施しています。

令和元年度は、民間企業における従業員の勤務時間・休暇制度、社宅の状況、業務災害に対する法定外給付制度等の諸制度の実情を把握するため、全国に所在する常勤の従業員数 50 人以上の全国約 45,000 社から無作為に抽出した企業約 7,500 社を対象に、令和元年 10 月 1 日から 11 月 30 日の間に調査を実施しました。

このうち、当事務所では、管内企業 10 社を対象に調査を実施しました。